

○大津市生涯学習センター条例（抜粋）

平成4年3月24日

条例第2号

（設置）

第1条 市民の生涯にわたる学習活動を促進することにより市民の文化及び教養の高揚に資する等のため、生涯学習センター(以下「センター」という。)を設置する。

（平20条例68・一部改正）

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 大津市生涯学習センター

位置 大津市本丸町6番50号

（事業）

第3条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 女性団体等への活動の支援並びに女性の自主的な学習及び活動の場の提供に關すること。
- (2) プラネタリウムによる天文の学習、科学に関する展示による学習その他科学の学習の推進に關すること。
- (3) 教育関係職員の研修並びに教育に關する専門的及び技術的な調査研究に關すること。
- (4) 少年の健全育成及び非行防止に關すること。
- (5) 視聴覚学習の推進に關すること。
- (6) 生涯学習及び文化活動の情報並びに生涯学習に關する機会及び場の提供その他生涯学習の推進を圖るため必要なこと。

（平11条例1・平12条例94・平16条例66・平17条例93・平20条例68・平25条例78
・令5条例26・一部改正）

（施設）

第4条 前条の事業を行うため、センターに次に掲げる施設を置く。

- (1) 大津市女性会館
- (2) 大津市科学館
- (3) 大津市教育センター
- (4) 大津少年センター
- (5) 大津市視聴覚ライブラリー

(6) その他の施設

(平12条例94・平16条例66・平17条例93・平20条例68・平25条例78・一部改正)

(職員)

第5条 センターに所長その他必要な職員を置く。

- 2 前項に定めるほか、大津市女性会館、大津市科学館及び大津市視聴覚ライブラリーにそれぞれ館長その他必要な職員を、大津市教育センター及び大津少年センターにそれぞれ所長その他必要な職員を置く。

(平12条例94・平16条例66・平17条例93・平20条例68・平25条例78・一部改正)

(運営協議会)

第6条 大津市科学館及び大津少年センターに、それぞれその運営に関する事項について調査、検討するため、大津市科学館運営協議会及び大津少年センター運営協議会(第6項において「運営協議会」と総称する。)を置く。

- 2 大津市科学館運営協議会は委員13人以内、大津少年センター運営協議会は委員12人以内をもって組織する。

- 3 大津市科学館運営協議会の委員は、科学館が行う事業に関して識見を有する者であつて次に掲げるもの及び教育委員会が行う公募に応募した市民のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係団体から選出された者
- (3) 市職員

- 4 前項の規定にかかわらず、公募を実施しても応募者がなかったとき、又は適任者がなかったときは、公募によらず、市民のうちから委員を委嘱し、又は公募に応募した者のうちから委員を委嘱しないことができる。

- 5 大津少年センター運営協議会の委員は、少年の健全育成に関して識見を有する者であつて次に掲げるもののうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民団体から選出された者
- (3) 福祉関係団体から選出された者
- (4) 教育関係団体から選出された者
- (5) 関係行政機関から選出された者
- (6) 市職員

- 6 運営協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 7 委員は、再任されることができる。

(平13条例29・平20条例68・平28条例45・一部改正)

(観覧料)

第10条 大津市科学館のプラネタリウムの投影及び展示を観覧しようとする者は、別表第2に定める観覧料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の企画によるプラネタリウムの投影又は展示を行う場合において、これらを観覧しようとする者は、その都度市長が定める観覧料を納付しなければならない。

3 市町は、プラネタリウムの投影及び展示の観覧について、前売券を発行することができる。

(平25条例37・全改・令5条例26・一部改正)

(使用料及び観覧料の減免)

第11条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料及び観覧料を減免することができる。

(使用料及び観覧料の還付)

第12条 既納の使用料及び観覧料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

(平16条例66・平17条例93・一部改正)

別表第2(第10条関係)

(平25条例37・全改、平27条例93・平28条例45・令5条例26・一部改正)

1 プラネタリウムの投影の観覧料

区分	金額(1人につき1回)	
	小学生、中学生及び高校生	一般
個人	200円	400円
団体	160円	320円

備考

- この表中「小学生」とは小学校(義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び各種学校で小学校に準ずるものを含む。以下同じ。)に在学する児童を、「中学生」とは中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校

の中学部及び各種学校で中学校に準ずるものを含む。)に在学する生徒を、「高校生」とは高等学校(中等教育学校の後期課程、専修学校の高等課程、特別支援学校の高等部及び各種学校で高等学校に準ずるものを含む。)に在学する生徒をいう。

- 2 この表中「一般」とは、小学校に就学するまでの者、小学生、中学生及び高校生以外の者をいう。
- 3 小学校に就学するまでの者は、無料とする。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、この表の規定にかかわらず、無料とする。
 - (1) 市内に住所を有する者で、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けているもの
 - (2) 市内に住所を有する者で、滋賀県知事から知的障害者の療育手帳の交付を受けているもの
 - (3) 市内に住所を有する者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの
 - (4) 市内に住所を有する者で、介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けているもの
 - (5) 前各号に規定する者を介護する者(前各号に規定する者1人につき1人に限る。)
- 5 この表中「団体」とは、20人以上のものをいう。

2 展示の観覧料

区分	金額(1人につき1回)
個人	100円
団体	80円

備考

- 1 小学校に就学するまでの者は、無料とする。
- 2 別表第2第1項の表備考第4項各号のいずれかに該当する者は、この表の規定にかかわらず、無料とする。
- 3 この表中「団体」とは、20人以上のものをいう。

附 則(平成28年3月29日条例第45号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の大津市生涯学習センター条例(以下「旧条例」という。)第6条第3項の規定により委嘱し、又は任命された大津市科学館運営協議会又は大津少年センター運営協議会(以下「運営協議会」と総称する。)の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の大津市生涯学習センター条例(以下「新条例」という。)第6条第3項又は第5項の規定により運営協議会の委員として委嘱し、又は任命さ

れたものとみなす。この場合において、その委嘱し、又は任命されたものとみなされる者の任期は、新条例第6条第6項の規定にかかわらず、同日における旧条例第6条第3項の規定により委嘱し、又は任命された運営協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。